

独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について（案）

平成 27 年 ○ 月 ○ 日
独立行政法人会計基準研究会
財政制度等審議会
財政制度分科会
法制・公会計部会

1 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の経緯

独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準は、総務省で開催している独立行政法人会計基準研究会において、平成 13 年 3 月 7 日に「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「独立行政法人の監査基準」という。）として取りまとめられ、公表された。

平成 13 年に公表されて以降、平成 15 年には、「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づく特殊法人等から独立行政法人化する法人への対応として、区分経理に係る会計処理や連結財務諸表に係る会計基準が設定されたこと等を踏まえた報告書が取りまとめられ、平成 24 年には、国際監査基準（I S A）における明瞭性プロジェクトへの対応として、企業会計審議会等の定める監査の基準（以下「企業会計の監査の基準」という。）において行われた監査報告書の記載区分及び追記情報などに係る報告基準の抜本的な改訂を踏まえた報告書が取りまとめられた。

今回、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下、「閣議決定」という。）において、法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入として、会計監査人の調査権限等を明確化し、会計監査の指針を見直すこととされた。また、この閣議決定を踏まえた「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（以下「改正通則法」という。）が第 186 回国会（常会）に提出され、平成 26 年 6 月 6 日に成立し、13 日に公布（平成 26 年 法律第 66 号）され、平成 27 年 4 月から施行されることとなった。

以上を踏まえ、独立行政法人会計基準研究会と財務省に設置されている財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チーム（以下「共同ワーキング・チーム」という。）において、現行の独立行政法人の監査基準について、改訂の要否及び改訂が必要とされる内容について取りまとめ、独立行政法人会計基準研究会において、平成 27 年 ○ 月 ○ 日に、財政制度審議会財政制度分科会法制・公会計部会において平成

27年〇月〇日にそれぞれ了承を得た。

2 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の内容

閣議決定では、「法人の内外から業務運営を改善する仕組みを導入」することとして、「監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化」を求めており、これを受けた改正通則法では、従来規定されていなかった会計監査人の子法人に対する調査権、役員の不正行為等に関する監事への報告義務及び会計監査人の損害賠償責任等の規定が新たに設けられたところである。そのため、これら改正通則法において新設された規定を踏まえ、会計監査人の権限、義務及び責任等に関する記述を修正した。また、通則法第38条の改正に伴い、従来3つに区分して表明することとされていた財務諸表等に対する監査結果を、「財務諸表に対する監査意見」及び「法令等が要求する利益処分案、事業報告書及び決算報告書に対する報告」の2つに区分して表明することとした。

併せて、平成24年の独立行政法人の監査基準の改訂は、最小限必要な改訂とされていたことから、現行の企業会計の監査の基準とは表現、規定が異なる部分があったため、今回、整合させるための修正も併せて行った。

3 今後の発展について

今回、独立行政法人の監査基準の改訂の経緯となった閣議決定で求められる独立行政法人改革は、今までの改革の集大成として実現を図ることが求められている。

独立行政法人に対する会計監査人の監査に関する理論及び実務は、独立行政法人の制度及び組織での運営状況を踏まえながら対応をしていくことが求められており、独立行政法人改革後の運営状況を踏まえ、より一層の充実が図られるべきものであると認識する。

今後、独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る検討が、その具体的な指針等も含め、日本公認会計士協会が関係者と協議の上、適切に、かつ継続して行われることが必要と考える。

4 実施時期

改訂後の独立行政法人の監査基準は、改正通則法が施行される平成27年4月1日から適用する。

(参考)

○独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）（抜粋）

Ⅱ 独立行政法人制度の見直し

3. 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

法人の長の下での自立的な PDCA サイクルを機能させるため、役員の責任の明確化や監事の機能強化、再就職規制の導入等により内部ガバナンスの強化を図る。

また、主務大臣の関与が限定されたものにとどまっている現行制度を見直し、法人の自主性・自律性に配慮しつつ、事後的に適正な関与を及ぼすことができることとする。

（1）監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化

- 監事・会計監査人の調査権限を明確化するとともに、役員の不正行為等についての主務大臣等への報告及び監査報告の作成を義務付ける。また、これに併せ、監事監査の指針や会計監査の指針を見直すほか、監事向けの研修・啓発の実施、主務大臣と監事との定期的な意見交換の実施、監事と会計監査人・第三者機関等との連携強化、監事を補佐する体制の整備など、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組についても充実させることにより、監査の質の向上を図る。
- 会計監査人については、適格性を主務大臣がチェックした上で、監事の同意を得て継続して同一の会計監査人を選任し、法人が複数年度にわたって同一の会計監査人と契約することも可能である。主務大臣は、当該法人に対する監査のノウハウ継続による監査の質の向上を図る必要がある場合には、こうした手法を活用する。

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）（抜粋）

（役員等の損害賠償責任）

第二十五条の二 独立行政法人の役員又は 会計監査人（第四項において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、独立行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の責任は、主務大臣の承認がなければ、免除することができない。
- 3 主務大臣は、前項の承認をしようとするときは、総務大臣に協議しなければならない。
- 4 前二項の規定にかかわらず、独立行政法人は、第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として主務大臣の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は独立行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第四十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人の役員又は職員

三 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人から公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十一条第一項及び第三項第二号において同じ。）又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

注：本参考は、共同ワーキング・チームの資料としての位置づけで添付しているものであり、実際の前文に添付するものではない。